

令和5年に実施する医療施設調査の主な改正点（案）

1. 改正の趣旨

医療行政に関連する施策の推進・企画立案の基礎資料として、救急医療体制の状況、医療施設の情報化等について引き続き調査を行うほか、医療施設に関連する制度の新設・変更に対応した調査項目の追加・変更を行うとともに、他の統計調査と重複する調査項目及び傾向が把握された調査項目の是正、記入者負担の軽減の観点から見直しを行う。

2. 主な改正点

○施策立案の基礎資料とするための変更

- ・ 特殊診療設備に「ICU（特定集中治療室）に専任している医師数」を追加 〔病院票(27)〕
- ・ 歯科設備に「歯科用CAD/CAM装置」「デジタル印象採得装置」「口腔外バキューム」を追加 〔病院票(32)、歯科診療所票(17)〕

○制度改正等に伴う変更

- ・ 従事者数に「救急救命士」を追加 〔病院票(36)、一般診療所票(27)〕

2. 主な改正点（続き）

○主な調査項目の整理・変更

- ・処方状況等の「入院患者への薬剤管理指導（9月中の薬剤管理指導料の回数）」を削除 [旧病院票(11)]
- ・臨床研修医を削除 [旧病院票(12)]
- ・医療安全体制の「医療安全体制（全般）」を「医療安全管理委員会の責任者」に変更、
「医療機器安全体制の保守計画の管理」を削除 [病院票(25)]
- ・医療安全体制の医療機器安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療放射線安全管理責任者
について「その他」「配置していない」を追加 [病院票(25)、一般診療所票(22)、歯科診療所票(16)]
- ・放射線治療の実施状況の「RALS(再掲)」「IMRT(強度変調照射)等の高精度照射」を削除 [旧病院票(32)]
- ・剖検を削除 [旧病院票(35)]
- ・歯科設備を削除 [旧一般診療所票(27)]
- ・従事者数の表頭を変更 [病院票(36)、一般診療所票(27)、歯科診療所票(21)]

○公表の期日の変更

医療施設調査に係る検討課題の「2 調査結果の適切な公表の実現について」に対応するため、概数公表を止めること及び確定数の公表を令和2年調査の当初計画より1か月繰り上げる変更を行う。

(変更案)

- ・「9 結果の公表の方法及び期日」「(2)公表の期日」について、以下のように変更する。

変更前：「静態調査の結果は、概数は調査実施年翌年10月下旬に、確定数は調査実施年翌年12月下旬に」

※令和2年の公表は、新型コロナウイルス感染症に対応する調査対象施設及び経路機関の事務負担軽減のため、提出期限を従来の期限より4か月繰り下げ変更していたため、公表期日も当初計画していた令和3年10月下旬（概数）及び令和3年12月下旬（確定数）より4か月繰り下げ変更し、それぞれ令和4年2月下旬、令和4年4月下旬としていた。

変更後：「静態調査の結果は、調査実施年翌年11月下旬に」

○主な結果表一覧の整理・変更

- ・医療施設動態調査（月報）として毎月公表している月末概数の結果表について、調査計画上に明記していなかったため、令和5年調査の調査計画の変更申請において、結果表を明記する変更を行う。

3. 前回統計委員会答申の今後の課題への対応

○オンライン調査の更なる推進

・実査を担う経路機関と報告者である医療機関双方における利便性の観点を含め、丁寧に検証、分析等を行い、これらの結果を踏まえ、更なる利用促進と改善に向けて検討すること。

⇒ 経路機関と調査対象施設の対応策を以下のとおり行う予定。（継続・予算の増額要求中も含む）

＜経路機関＞

- ・審査ツールの存在、審査ツールを使用することに寄る経路機関の審査業務の負担軽減が図れることを周知
- ・コールセンターはこれまで、オンライン調査に関する照会対応のみとしていたが、調査内容に関する対応業務を追加する予定

＜調査対象施設＞

- ・利便性の向上、オンライン調査の更なる推進のため、Excel形式に加えHTML形式の電子調査票を開発する予定
- ・コールセンターの人数を増やすなど体制を増強予定

（参考）オンライン利用率の推移

	病院票	一般診療所票	歯科診療所票
平成29年	45.8%	12.2%	6.3%
令和2年	65.7%	24.0%	14.9%

○調査結果の適切な公表の実現

・利活用ニーズの高い「確定数」の早期公表が望まれる中、調査実施体制の現状等も踏まえつつ、調査票の審査集計等業務の効率化等を図り、公表の早期化につながる効率化手法について検討すること。

⇒ 前述の対応策及び今後も新たなオンラインによる回答の向上に繋がる改善策を検討し対応しオンライン化を更に進めるとともに、統計の質の維持・向上、統計利活用者のニーズや統計作成に従事する職員の負担軽減も踏まえ、引き続き公表の早期化に努めてまいりたい。

また、令和2年調査では、概数の公表により、調査計画からの恒常的な公表期日の遅延は解消できたが、利活用としては確定数公表の早期化が望まれていること、また、確定数までの業務効率化を考慮して、令和5年調査以降は概数の公表を行わず、確定数に一本化する。それに伴い、確定数は令和2年調査の当初計画の12月下旬から1か月繰り上げし、公表の期日を11月下旬に変更する。